

2 助成金の報告

認定 NPO 法人等は、助成金の支給を行ったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません（法 54③、55②、62）。

○助成金の報告

提出書類	提出の時期	様式	部数	参照ページ
助成金の支給を行った場合の実績の提出書	支給後遅滞なく	第 23 号	1	P115